

横浜市水道局令和6年能登半島地震被災地からの避難者に対する
水道料金等の減免取扱いに関する要綱

制 定：令和6年3月21日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第36条及び横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号）第22条第1項表中料金の項減免する場合の欄（5）の規定に基づき、令和6年能登半島地震の被災地（以下「当該被災地」という。）から本市内に一時的に避難している者（以下「避難者」という。）に対する水道料金の減免（以下「能登半島地震減免」という。）について、その事務取扱いに必要な事項を定める。

(減免の対象者)

第2条 能登半島地震減免の対象者は、避難者のうち、避難先として入居した公営住宅又は民間住宅（以下「公営住宅等」という。）に独立した世帯として入居する者（本市内に居住する親族等の世帯に寄居する者は除く。）に限る。

(減免の適用開始日)

第3条 能登半島地震減免は、給水装置の使用開始年月日から適用するものとする。

(減免の適用期間及び終了日)

第4条 能登半島地震減免の適用期間は、避難者が公営住宅等に入居することが可能となった日（以下「入居日」という。）から起算して6か月で終了するものとする。

- 2 入居日は、第6条第1項第3号で減免適用申請に添付を求める書類で、次の各号に掲げる日とするものとする。
- (1) 横浜市営住宅の市営住宅一時使用許可書にあっては、使用許可期間の初日
 - (2) 神奈川県営住宅の公有財産一時使用許可書にあっては、使用許可期間の初日
 - (3) 横浜市住宅供給公社住宅の定期建物賃貸借契約書にあっては、契約期間の初日
 - (4) 神奈川県住宅供給公社住宅の使用貸借契約書にあっては、契約期間の初日
 - (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書にあっては、契約期間の初日
 - (6) 横浜市発行の住民票の写しにあっては、住所を定めた日
- 3 現に能登半島地震減免の適用を受けている者が、第1項に規定する適用期間内に横浜市内で転居し、新たな給水装置の使用場所において能登半島地震減免の適用申請する場合においても、適用終了日は同様とする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、管理者が、当該被災地の復旧状況等に鑑み、能登半島地震減免の適用を延長する必要があると判断した場合は、適用期間を延長するものとする。

(減免する金額)

第5条 能登半島地震減免における減免の額は、条例第26条第1項の表の基本料金の欄に掲げる額（口径25ミリメートルの基本料金の欄に掲げる額を上限とする。）に1.1を乗じて得た額（1

円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

なお、減免する水道料金の基本料金相当額は、避難者が使用する給水装置の水道メーターの口径及び使用日数に応じて、次の表のとおりとする。

| 水道メーターの口径 | 給水装置の使用日数 | 金額 |
|-----------|---------------|---------|
| 13 ミリメートル | 15 日以内 | 462 円 |
| | 16 日以上 30 日以内 | 924 円 |
| | 31 日以上 45 日以内 | 1,386 円 |
| | 46 日以上 60 日以内 | 1,848 円 |
| 20 ミリメートル | 15 日以内 | 464 円 |
| | 16 日以上 30 日以内 | 929 円 |
| | 31 日以上 45 日以内 | 1,394 円 |
| | 46 日以上 60 日以内 | 1,859 円 |
| 25 ミリメートル | 15 日以内 | 467 円 |
| | 16 日以上 30 日以内 | 935 円 |
| | 31 日以上 45 日以内 | 1,402 円 |
| | 46 日以上 60 日以内 | 1,870 円 |

(減免の適用申請)

第 6 条 能登半島地震減免の適用を希望する避難者は、令和 6 年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 令和 6 年能登半島地震に係る被害を証する罹災証明書。ただし、やむを得ない事情により、申請時に罹災証明書を提出できない場合は、提出期日を定めて後日提出する旨を約する令和 6 年能登半島地震避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免申請に添付する罹災証明書の提出について（誓約書）（第 2 号様式）を提出することにより、罹災証明書の提出に代えることができる。
 - (2) 申請者が罹災証明書に記載された被災者本人であることを確認できる本人確認書類（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等）
 - (3) 給水装置の使用場所である公営住宅等に居住することを証明する書類（第 4 条第 2 項各号に掲げる書類のいずれか一つ）
- 2 申請書及び前項第 1 号ただし書に規定する誓約書を除き、申請者が書類の原本と併せてその写しを提出する場合は、原本と相違ないことを確認した旨を写しに記載した上で、被災者に原本を返却するものとする。
- 3 申請書及び罹災証明書の提出先は、避難者の居住区を所管する水道事務所とし、郵送による申請もできるものとする。
- 4 能登半島地震減免の申請に当たっては、給水装置の使用者と罹災証明書の交付を受けた者が同一人であることを原則とする。ただし、給水装置の使用者が罹災証明書の交付を受けた者と異なる場合であっても、罹災証明書等により両者が同一世帯に属することが確認できる場合は、この限りでない。

(減免の適用承認決定又は適用不承認決定)

第 7 条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、速やかに減免の適否を審査し、申請者に対し

て、令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金等相当額の減免適用承認決定通知書（第3号様式）又は令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免適用不承認決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（減免の適用解除決定）

第8条 前条に基づく減免の適用承認決定を受けた者が、次の各号のいずれかの事由により、減免の適用事由を欠くこととなった場合は、管理者は、その者に対して減免の適用解除理由を付して、令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免適用解除決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- (1) 第6条第1項第1号ただし書に規定する誓約書に定めた期日までに、罹災証明書が提出されないとき。この場合、当初から減免の適用資格がなかったものとして取り扱うものとする。
- (2) 避難者が、第2条に規定する減免対象者でないことが判明したとき。

2 前項に規定する減免の適用解除に伴い、水道料金の追徴又は還付が発生するときは、適宜、これを精算するものとする。

（準用）

第9条 第1条から第5条及び前2条の規定は、横浜市下水道使用料の減免について準用する。この場合において、第1条中「横浜市水道事業管理者（以下「管理者」という。）」とあるのは「横浜市長」と、「横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第36条及び横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号）第22条第1項表中料金の項減免する場合の欄（5）」とあるのは「横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号。以下「下水道条例」という。）第22条及び横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号。以下「規則」という。）第32条第1項表中減免する場合の欄5」と、「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と、第3条中「給水装置」とあるのは「公共下水道」と、第4条第3項中「給水装置」とあるのは「公共下水道」と、同条第4項中「管理者」とあるのは「横浜市長」と、第5条中「条例第26条第1項の表の基本料金の欄に掲げる額（口径25ミリメートルの基本料金の欄に掲げる額を上限とする。）に1.1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは、「下水道条例別表第1に定める基本額相当額に1.1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」と、「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と、「基本料金」とあるのは「基本額」と、「給水装置の水道メーターの口径及び」とあるのは「公共下水道の」と、

「

| 水道メーターの口径 | 給水装置の使用日数 | 金額 |
|-----------|------------|--------|
| 13ミリメートル | 15日以内 | 462円 |
| | 16日以上30日以内 | 924円 |
| | 31日以上45日以内 | 1,386円 |
| | 46日以上60日以内 | 1,848円 |
| 20ミリメートル | 15日以内 | 464円 |
| | 16日以上30日以内 | 929円 |
| | 31日以上45日以内 | 1,394円 |
| | 46日以上60日以内 | 1,859円 |
| 25ミリメートル | 15日以内 | 467円 |

| | | |
|--|------------|---------|
| | 16日以上30日以内 | 935 円 |
| | 31日以上45日以内 | 1,402 円 |
| | 46日以上60日以内 | 1,870 円 |

」とあるのは

「

| 公共下水道の使用日数 | 金額 |
|------------|---------|
| 15日以内 | 346 円 |
| 16日以上30日以内 | 693 円 |
| 31日以上45日以内 | 1,039 円 |
| 46日以上60日以内 | 1,386 円 |

」と、第7条中「管理者」とあるのは「横浜市長」と、第8条第1項中「管理者」とあるのは「横浜市長」と、同条第2項中「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、令和6年2月29日以降に各区窓口に配架された案内文「能登半島地震で被災された方へ」の裏面に記載されている「令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等相当額の減免申請書」については、本要綱第1号様式として取り扱う。

令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免申請書

（申請先）

横浜市水道事業管理者

横浜市水道条例第36条及び同条例施行規程第22条並びに横浜市下水道条例第22条及び同条例施行規則第32条に基づき、罹災証明書を添えて、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免を申請します。

申請者記入欄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| 申請者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者の被災時の住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者の電話番号 | （日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用者氏名 | <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ場合は四角にレ点。異なる場合は下に氏名をご記入ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用場所 （公営住宅等）の住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用場所（公営住宅等）のお客様番号（9桁） | <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | — | | | — | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | — | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用場所 （公営住宅等）への入居日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和6年能登半島地震避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免申請
に添付する罹災証明書の提出について（誓約書）

横浜市水道事業管理者 様

私、_____は、令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等相当額の減免を申請するに当たり、被災自治体である_____が発行した罹災証明書を添付すべきところですが、現在、当該罹災証明書を取得していないため、添付できません。

つきましては、追って_____年 月 日までに、罹災証明書を提出することを約束しますので、今回の減免申請について、この誓約書を罹災証明書の代わりとしてお取り扱いいただきますよう、お願いします。

なお、約束した提出期日までに罹災証明書を提出できない場合又は減免申請時に罹災証明書の発行対象者でなかったことが判明した場合は、減免適用開始日に遡って、減免された水道料金及び下水道使用料の追徴を求められることについて、何ら異議はありません。

上の事柄について、誓約します。

年 月 日

| | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 申請者氏名（自署してください。自署できない場合は、押印も必要です。） | |
| 申請者の被災時の住所 | |
| 申請者の電話番号 | （日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。） |

（氏名）

（給水装置の使用場所）

横浜市水道事業管理者
水道局長



令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の
減免適用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、次のとおり減免することと決定しましたので、横浜市水道局令和6年能登半島地震被災地からの避難者に対する水道料金等の減免取扱いに関する要綱第7条の規定により通知します。

| | |
|-------------|--|
| 申請者氏名 | |
| 申請者の被災時の住所 | |
| 給水装置の使用者氏名 | |
| 給水装置の使用場所 | |
| お客様番号（9桁） | — — |
| 減免適用期間及び減免額 | 令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の減免申請書（第1号様式）に記入された入居日（ 年 月 日）から起算して6か月を経過した日までの、上記の水道使用場所における水道料金の基本料金相当額及び下水道使用料基本額相当額。ただし、入居日から起算して6か月を経過する前に水道使用場所から退去した場合、上記の水道使用場所における減免適用期間は給水装置の使用開始年月日から退去日までとなります。 |

上記内容に関する問合せ先：横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045- -

(氏名)

(給水装置の使用場所)

横浜市水道事業管理者
水道局長



令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の
減免適用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、減免を適用しないことと決定しましたので、横浜市水道局令和6年能登半島地震被災地からの避難者に対する水道料金等の減免取扱いに関する要綱第7条の規定により通知します。

| | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| 申請者氏名 | | | | | | | | | | |
| 申請者の被災時の住所 | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用者氏名 | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用場所 | | | | | | | | | | |
| お客様番号（9桁） | | | — | | | — | | | | |
| 不承認とする理由 | | | | | | | | | | |

- 下水道使用料の減免適用不承認処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記内容に関する問合せ先：横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

(氏名)

(給水装置の使用場所)

横浜市水道事業管理者
水道局長



令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等基本料金相当額の
減免適用解除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、次の理由により、減免適用を解除することと決定しましたので、横浜市水道局令和6年能登半島地震被災地からの避難者に対する水道料金等の減免取扱いに関する要綱第8条の規定により通知します。

また、この減免適用解除に伴って水道料金及び下水道使用料の追徴が発生する場合は、必ず、本通知書に同封する納入通知書により納入通知書に記載の期限までにお支払いください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|---|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 申請者氏名 | | | | | | | | | | | |
| 申請者の被災時の住所 | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用者氏名 | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の使用場所 | | | | | | | | | | | |
| お客様番号（9桁） | | | — | | | — | | | | | |
| 減免適用を解除する理由 | | | | | | | | | | | |

- 下水道使用料の減免適用不承認処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記内容に関する問合せ先：横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：